

「大田区ものづくり等人材確保のための奨学金返還支援」を
貴社の採用活動にご活用ください！

令和7年4月1日以降に新たに正社員として就職した方に対して

**奨学金返還額の半額(上限10万円/年)を
最長5年間分(60か月分)50万円まで
支援します！**

就業者の方が区に申請して、直接本人に交付されます
(支援金の交付は、令和8年4月以降となります。)

貴社が以下のすべての要件を満たす場合、
当制度が利用できることを求職者の方にアピールできます！



***1 対象企業(事業所)とは**

☒ 中小企業基本法に定める中小企業者

・資本金3億円以下または従業員数300名以下の法人。個人事業主は対象外。

☒ 主な事業内容が、製造業・運輸業・建設業のいずれか

・事業売上の50%程度以上が、該当する業種であること。

☒ 申請者が大田区内の本社または事業所等に就業

・大田区内の事業所等に就業する方のみ、支援金交付の対象となります。

詳細については、公募要領等をご確認ください



「大田区ものづくり等人材確保のための奨学金返還支援」 概要

企業様には特段のご負担はありませんので、積極的に採用活動にご利用ください
また、5年にわたり支援をしますので、就業者の定着にも寄与することが期待できます

支援を受けることができる方

事前申請時点及び交付申請時点において

- 大田区に継続して居住している方
- 事前申請日の属する年度の3月31日時点で40歳未満の方
- 令和7年4月1日以降に、新たに正社員として対象企業(事業所)*1に採用され、継続して就業している方
- 対象となる奨学金を返還している(または返還予定)の方

交付対象期間

①②③が重複する期間が、支援金の交付対象期間(1か月単位)です。

①大田区在住 ②対象企業(事業所)*1に就業 ③奨学金を返還

交付金額

前年度の上記①②③が重複する期間(1か月単位)において、**奨学金を返還した額の半額**を支援します。
(1年間の上限10万円まで。1,000円未満は切り捨て)

交付スケジュール

令和7年度

〔1〕 事前申請*2

入社が決まったら
事前申請を行い、認定を受ける

令和8年度以降

〔2〕 現況報告及び交付申請

事前認定された方は
毎年4～6月に報告・申請

*2 事前申請 ができる期間

入社前～入社日から3か月以内まで

*ただし、令和7年4～12月に入社された方は、令和8年3月31日まで申請可。

交付を受けるには、必ず事前申請・認定が必要です。入社される方(入社された方)に交付対象の方がいる企業様は、ぜひ対象者の方にお声がけください。

ご協力をお願い

事前申請時・交付申請時に、就業先企業からの「在籍証明書」等の提出が必要になりますので、ご配慮のほど、よろしくお願いいたします。

大田区産業経済部 産業振興課 (調整・工業担当)

[お問い合わせはこちら]

[電話] 03-5744-1376

[住所] 〒144-0035 大田区南蒲田1-20-20 大田区産業プラザPiO

[受付時間] 平日 8時30分～17時15分 (土日祝日・年末年始休み)

